

平成25年度 監査委員事務局、公平委員会事務局  
 固定資産評価審査委員会事務局  
 組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命) 組織の基本方針又は使命	B 重点目標項目 今年度取り組む事項	C 設定理由・考え方 どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	D 活動(手段) 重点目標項目を実現するため行う活動や手段	E 目標の達成評価 目標の達成状況や成果の評価 (できるだけ定量的に記入)	F 目標の達成度 ※目標の達成度の区分 (「B重点目標項目」単位の評価)	G 今後の取り組み 目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
行財政運営のチェック機能を果たすよう、合理性・正確性の視点に加え、経済性、効率性、有効性の視点による監査を実施する。	1. 定期監査において、消防本部、市民部、安心まちづくり室における補助金関係事務及び委託業務等の契約関係事務の重点監査	・定期監査において補助金関係事務を重点監査項目として行っている。今年度も引き続き、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。また、委託業務など業者選定・発注について、本市が不利な条件とならないよう、契約事務が適正に行われているか監査を実施する。	・定期監査実施通知、予備調査、本監査及び結果報告する。 ・掲示板等で軽微な誤りに関して実態と原因を職員に周知し事務の適正化に努める。	年間監査計画に基づき、各種監査等実施し、市長、議長等に報告書を提出し公表した。 ・定期監査 1期(4月～6月)消防本部・消防署 2期(9月～12月)市民部 3期(1月～3月)安心まちづくり室 ・工事監査(10月～11月) 学校環境整備課、下水道課 ・決算審査等(6月～9月) 決算審査(一般会計・特別会計・水道事業会計)、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査 ・財務事務改善要望(3月)	B	・監査をより効率的に行うためテーマを決めて、全課を対象とした行政監査に取り組む。 ・財政援助団体等監査は、所管する部局の定期監査時に実施する。
	2. 各種監査における監査結果(指摘事項等)の周知徹底	・地方自治法第199条第12項において「監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。」と規定されている。監査の実効性を確保するためにも措置状況報告の徹底を図る。	・定期監査、工事監査等の実施において、指摘事項を整理し措置状況報告書の提出を促進する。	・定期監査、工事監査において、指摘事項を具体的に記載し措置状況の報告を促した。 ・措置状況報告書 農業委員会事務局 1件	B	・各種監査における指摘事項に対する早期改善、是正及び措置状況報告の周知徹底を図る。

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命) 組織の基本方針又は使命	B 重点目標項目 今年度取り組む事項	C 設定理由・考え方 どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	D 活動(手段) 重点目標項目を実現するため行う活動や手段	E 目標の達成評価 目標の達成状況や成果の評価 (できるだけ定量的に記入)	F 目標の達成度 ※目標の達成度の区分 (「B 重点目標項目」単位の評価)	G 今後の取り組み 目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
	3. 例月現金出納検査における、公金保管状況調査の実施	・例月現金出納検査において、各種帳簿の計数確認とともに、出納室及びそれ以外で保管する公金の保管状況について、適正であるか継続して検査する。	・例月現金出納検査における調査の実施、結果報告	・公金の出納状況及び保管状況について、支出命令書及び提出された資料に基づき、通帳確認及び証拠書類との検証を行い、検査結果を市長、議長に報告した。 ・検査後、各課、各施設のつり銭保管状況を検査した。	A	
	4. 監査事務局職員の能力向上のための研修機会の確保	・監査に対する多様な住民ニーズに対応するため、職員の監査に関する知識の習得と実務能力の向上を図る。	・全国・近畿・京都府都市監査委員会等の研修に参加する。	・全国、近畿、三地区、京都府の各監査委員会主催の研修会及び府内の職員研修会に参加した。 ・監査等を実施する上での専門的知識、今日的課題の解決方法を習得した。	A	
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分に関する不服申し立て等について審査・判定及び裁決する。	5. 公平委員会の運営に関する知識の向上	・委員会運営に関する事務経験の浅い職員体制により、一層の知識の向上を目指す必要がある。	・各種研修会に積極的に参加する。	・全国、近畿支部の公平委員会主催の総会、事例研究会に参加した。 ・審査等を実施する上での専門的知識の習得が図られた。 ・定例会を11月、3月に開催し執行部から情報提供を受けた。	A	
固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行う。	6. 固定資産評価審査委員会の運営に関する知識の向上	・委員会運営に関する事務経験の浅い職員体制により、一層の知識の向上を目指す必要がある。	・各種研修会に積極的に参加する。	・固定資産評価審査委員会運営研修会に参加した。 ・定例会を5月、3月に開催した。 ・審査申出はなかった。	A	

※【目標の達成度の区分：A 達成できた、B 概ね達成できた、C 達成できなかった】